

京都市上下水道局職員旅費支給規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局職員旅費支給規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第4条中「, 旅行雑費」を削る。

第5条の2中「直ちに」を「直接目的地まで」に改める。

第7条第2項及び第8条第2項中「の各号」を削る。

第10条第1項中「別表に定めるところにより」を「実費を」に改め、同項ただし書中「公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により定額の車賃」を「実費」に改め、「実費」を「別表に定める額」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「宿泊料は,」の右に「宿泊地の属する地方の区分及び」を加える。

第13条の2第1項中「, 旅行雑費」を削る。

第13条の3を次のように改める。

第13条の3 削除

第14条各号列記以外の部分中「の各号の定める」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項の表中「

<p>2 研修，講習，訓練，連絡その他これらに類する目的のための旅行で，同一地域に通勤する期間若しくは滞在する期間（その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。）が引き続き5日を超える場合</p>	<p>正規の旅費額から，次の区分に応じ，それぞれ対応する額を減額する。ただし，別に定める場合を除く。</p> <p>ア 通勤する場合 5日を超える日数について別表に掲げる旅行雑費の10分の2に相当する額。ただし，第12条第1項ただし書に該当する場合を除く。</p> <p>イ 滞在する場合 5日を超える日数について別表に掲げる旅行雑費の10分の1（30日を超える日数については，10分の2）に相当する額及び次の区分に応じ，それぞれ対応する額</p> <p>(7) 宿舎及び食事の提供を受ける場合 宿舎及び食事の提供を受ける日数について別表に掲げる宿泊料の全額に相当する額</p> <p>(8) 宿舎の提供を受けるが，食事の提供を受けず又は食費を徴される場合 宿舎の提供を受ける日数について，別表に掲げる宿泊料の10分の7に相当する額</p> <p>(9) その他の場合 5日を超える日数について別表に掲げる宿泊料の10分の1（30日を超える日数については，10分の2）に相当する額</p>
--	--

」を「

<p>2 研修，講習，訓練，連絡その他これらに類する目的のための旅行で，同一地域に滞在する期間（その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。）が引き続き5日を超える場合</p>	<p>正規の旅費額から，次の区分に応じ，それぞれ対応する額を減額する。ただし，別に定める場合を除く。</p> <p>ア 宿舎及び食事の提供を受ける場合 宿舎及び食事の提供を受ける日数について別表に掲げる宿泊料の全額に相当する額</p> <p>イ 宿舎の提供を受けるが，食事の提供を受けず又は食費を徴される場合 宿舎の提供を受ける日数について，別表に掲げる宿泊料の10分の9に相当する額</p> <p>ウ その他の場合 5日を超える日数について別表に掲げる宿泊料の10分の1（30日を超える日数については，10分の2）に相当する額</p>
--	--

」に改める。

第18条第4項中「又はこれを変更するには，」の右に，「別に定める」を加え，「（別

記様式)」を削る。

第19条第1項中「第2項」を「第3項」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「旅行雑費及び」及び「日数及び」を削る。

第21条各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第13条及び第17条関係）

区 分		管 理 者	管 理 者 以 外 の 者
車賃（1キロメートルにつき）		円 37	円 37
宿泊料（1夜につき）	甲 地 方	14,800	13,100
	乙 地 方	13,300	11,400

備考 宿泊料の項中において、「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ旅費法別表

第1 1 備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。

別記様式（第18条関係）を削る。

（京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部改正）

第2条 京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第2条第2号中「市に編入」を「京都市に編入」に改める。

第4条中「37円の割」を「37円の割合」に改める。

第5条の見出し中「旅行雑費及び」を削り、同条中「次」を「別表」に改め、「旅行雑費及び」を削り、同条各号を削る。

第6条第1項中「別記様式による」を「別に定める」に改め、同条第3項中「旅行雑費又は」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区 分	宿泊料（1夜につき）
管 理 者	円 14,800
管理者以外の者	13,100

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程第13条の2の規定は、令和2年3月1日から適用する。

3 この規程による改正後の京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（上下水道局総務部職員課）